

不 服 申 立 て 制 度 と は

厚木市が行った処分等によって不利益を受けた方は、行政不服審査法に基づき、不服を申し立て、処分の取消しその他の是正を求めることができます。

<特長>

- ・裁判所での訴訟に比べ、難しい手続は必要ありません。
- ・書面による申立てに基づき、審査が行われます。
- ・費用は無料です。

(1) 不服申立ての方法について

不服申立ては、審査請求の手続によって行います。

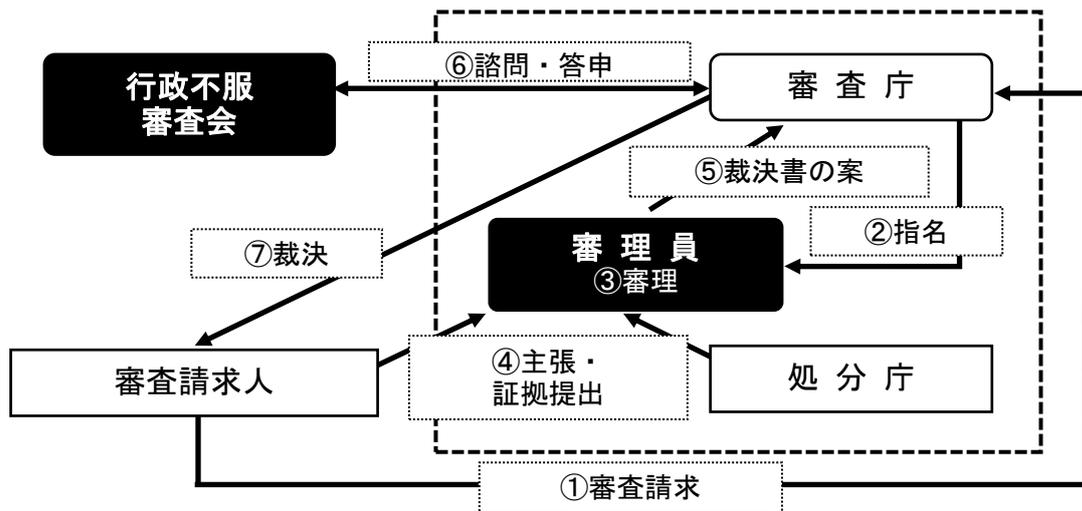
審査請求は、行政不服審査法で定められた事項を記載した書面を提出することにより行います。

審査請求先は、法律に特別の定めがある場合を除き、処分庁の最上級行政庁（市長、教育委員会等）となります。

※ 処分庁に上級行政庁がない場合については、当該処分庁が審査請求先となります。

(2) 不服申立ての手続の流れについて

不服申立ての手続の流れは、次のとおりです。



※ 教育委員会等の行政委員会や建築審査会等の附属機関が審査請求先となる場合等や情報公開、個人情報保護に関する審査請求については、審査員による審理や行政不服審査会による審査が行われません。

- ①審査庁(処分庁の最上級行政庁)に対して審査請求を行います。
- ②審査庁が当該審査請求に係る処分等に関与した者以外の者から審査員を指名します。
- ③指名された審査員が当該審査請求の審理を行います。
- ④審査員が処分庁から弁明書を提出させ、審査請求人に当該弁明書に対する反論書の提出を促すほか、必要な審理を行います。
- ⑤審査員が当該審査請求に対する裁決の案を作成し、審査庁に提出します。
- ⑥審査庁は、当該審査請求に対する裁決について行政不服審査会に諮問します。
有識者等で構成する行政不服審査会による審査が行われます。
- ⑦審査庁が裁決書を審査請求人に送付します。

Q1 どんなときに不服申立てができるのですか？

A 次のようなときに、不服申立て（審査請求）ができます。

- (1) 許可をしたり、免許を取り消したりするなどの公権力の行使に当たること（行政庁の処分）に不服がある場合
- (2) 法令に基づき申請をしたにもかかわらず、相当期間内に処分をしないこと（行政庁の不作為）に不服がある場合

Q2 不服申立てをすることができる期限はありますか。

A 不服申立て（審査請求）は、不服申立てをする処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければなりません。

また、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、後に処分があったことを知ったとしても、原則として、不服申立てをすることはできません。

Q3 不服申立てをする書面には、どんなことを書けばいいのですか？

A 不服申立てをする書面（審査請求書）には、次の事項を記載します（特に書式は決まっています。）。

※ 次の事項のほか、一定の事由に該当する場合に記載が必要となる事項もあります。

処分に不服がある場合

1. 審査請求人の氏名（名称）及び住所（居所）
2. 審査請求に係る処分の内容
3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
4. 審査請求の趣旨及び理由
5. 処分庁の教示の有無及びその内容
6. 審査請求の年月日
7. 宛先

不作為に不服がある場合

1. 審査請求人の氏名（名称）及び住所（居所）
2. 不作為に係る処分の申請の内容及び年月日
3. 審査請求の年月日
4. 宛先

Q4 不服申立てができるかどうか、不服申立てをどこにしたらよいかなどがわからないのですが？

A 不服申立て（審査請求）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対して、

1. 審査請求ができる旨
2. 審査請求をすべき行政庁
3. 審査請求をすることができる期間

を書面で教示しなければならないことになっていますので、処分をされたときの書面などを確認してください。それでも分からないときは、担当課に問い合わせてください。

Q5 審理員や行政不服審査会は、審査請求にどのように関わるのでしょうか。

A いずれも審理や裁決の公正性を高めるため、行政不服審査法により役割が設けられたものです。

- (1) 審理員は、審査庁（審査請求を行う行政庁）に所属する職員のうち、審査請求に係る処分等に関与した者以外の者が審査庁の指名を受けてなることができ、審査請求の審理に当たって中心的な役割を担います。
- (2) 行政不服審査会は、審査庁の諮問を受けて、審理員が行った審理手続の適正性を含め、審査請求についての審査庁の判断の妥当性をチェックする役割を担います。